

## 鎌倉市地域密着型サービス事業者連絡会規約

### (名称)

第1条 この連絡会は鎌倉市地域密着型サービス事業者連絡会という。(以下、「連絡会」という。)

第2条 連絡会は、事業者の連携と情報共有を図り、事業者の資質向上の目的のために設置する。

以下、連絡会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第3条 連絡会では、次の事業を行う。

- (1) 事業者の情報交換
- (2) 事業者の資質向上のために必要な研修、講演会等の実施
- (3) その他連絡会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第4条 連絡会は鎌倉市内の地域密着型サービス事業者をもって組織する。また、鎌倉市等行政関係者はオブザーバーとして参加することができることとする。(鎌倉市内地域密着型通所介護事業所は除く)

### (役員及び定数)

第5条 連絡会には以下の役員、部会役員を置く。

- (1) 代 表 1名  
副代表 2名  
書 記 3名～  
研修担当 3名～
- (2) 研修部会 3名～  
広報部会 3名～  
調整・検討部会 3名～
- (3) 代表は会務を統括する。
- (4) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (6) 役員選出は現役員で推薦・委任するものとする。

### (事務局)

第6条 事務局は鎌倉市台2-8-1台在宅福祉サービスセンター内 鎌倉地域介護支援機構に置く。

### (会員)

第7条 連絡会の会員は事業者をもって構成する。

### (会議)

第8条 会議は代表が収集し、その議長となる。

### (秘密保持)

第9条 役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は代表が会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年4月18日から施行する。

令和5年5月18日から施行する。